

平成26年（行ウ）第152号 大間原子力発電所建設差止等請求事件

原告 函館市

被告 国ほか1名

第10準備書面

平成29年8月2日

東京地方裁判所民事第2部B係 御中

被告国訴訟代理人

竹野下 喜彦

被告国指定代理人

坂本 康博

檜野 一穂

寺本 孝規

宇波 なほ美

安岡 美香子

伊藤 渉

中村 元昭

作沼 臣英

山神 暁恵

西尾 学

菅野 剛彦

高	橋	正	史	●
小	川	哲	兵	●
大	城	朝	久	●
矢	野		諭	●
仲	村	淳	一	●
海	田	孝	明	●
井	藤	志	暢	●
大	野	佳	史	●
種	田	浩	司	●
豊	島	広	史	●
谷	川	泰	淳	●
羽	田	野	誉	●
小	野	祐	二	●
布	田	洋	史	●
足	立	恭	二	●
荒	川	一	郎	●
止	野	友	博	●
小	野	雅	士	●
小	林		勝	●
岩	田	順	一	●
鈴	木	健	之	●

野 田 智 輝 ●  
佐 口 浩 一 郎 ●  
佐 藤 雄 一 ●  
藤 原 弘 成 ●

## 目 次

第1 設置許可基準規則第2章（設計基準対象施設）における共通要因故障に対する基本的な考え方 .....	5
第2 設置許可基準規則第2章（設計基準対象施設）における設備の偶発故障に対する考え方 .....	6
1 設計基準対象施設に係る安全設計としての要求事項 .....	7
2 安全評価を行うことにより設計基準対象施設に係る安全設計の妥当性を確認すべきことが要求されていること .....	11
第3 設計基準対象施設（設置許可基準規則第2章）における設備の偶発故障以外の故障に対する考え方 .....	14

原告は、訴状第6章第2の5及び第9章第4（90，91，126及び127ページ）において、設置許可基準規則では、設計基準事故で考慮されるべき共通要因故障がシビアアクシデント対策で対応することとされており、安全性が軽視されているなどと主張している。原告のいう「共通要因故障」の具体的な内容は必ずしも明らかではないが、「共通要因」とは、「二以上の系統又は機器に同時に影響を及ぼすことによりその機能を失わせる要因」（同規則2条2項18号）<sup>\*1</sup>をいうから、それによる故障のことをいうものと解される。今後、原告において、この点に関する具体的な主張が予定されていると思われることから、被告国は、本準備書面において、設計基準対象施設（同規則第2章）における共通要因に起因する設備の故障（共通要因故障）の防止に関する考え方を説明する。

なお、略語等の使用は、本準備書面において新たに定義するもののほか、従前の例による（本準備書面末尾に、「略称語句使用一覧表」を添付する。）。

## **第1 設置許可基準規則第2章（設計基準対象施設）における共通要因故障に対する基本的な考え方**

安全施設<sup>\*2</sup>の機能が喪失する原因には、ある安全施設を構成する設備の偶発故障（ランダム故障<sup>\*3</sup>）とそれ以外の故障がある。後者は、地震などの自然現

---

\*1 具体的には、二つ以上の系統又は機器に同時に作用する要因であって、例えば環境の温度、湿度、圧力又は放射線等による影響因子、系統若しくは機器に供給される電力、空気、油、冷却水等による影響因子、地震、溢水又は火災等の影響をいう（乙A第18号証・95ページ）。

\*2 設計基準対象施設のうち、安全機能を有するものをいう（設置許可基準規則2条2項8号）。なお、同規則12条1項は、その安全機能の重要度に応じて、安全機能が確保されるものであることを要求しているが、その具体的な内容については、重要度分類指針（乙A第20号証）のとおりである。

\*3 なお、国際電気標準会議（IEC：International Electrotechnical Commission）が制定した基本安全規格（IEC 61508）では、ランダム故障とは、「構成部品・機器などが多様な劣化のメカニズムのもとで時間的に無秩序に発生する故障」と定義されている。

象や外部人為事象（故意によるものは除く。）といった発電所外の事象（以下「外部事象」という。）による故障と、内部火災及び内部溢水という発電所内の事象による故障である。

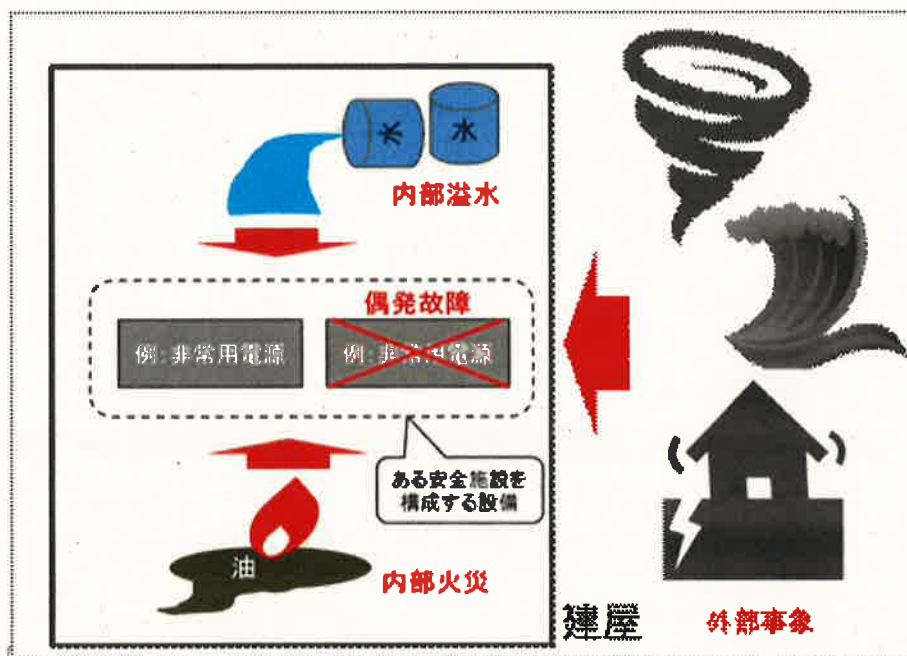


図1 安全施設を構成する設備を故障させる原因（例）

設置許可基準規則は、上記の偶発故障に対して、そもそも偶発故障が生じないように、施設を構成する機械や器具について、高度の信頼性を確保することなどを要求している。他方、同規則は、外部事象等による機械や器具の故障に対して、その原因となる地震等の自然災害等が共通要因故障を発生させ得るものであることから、共通要因故障が発生することそれ自体を防ぐための対策を講じること、例えば、設備に十分な強度を持たせ地震力に耐えることなどを要求している（設置許可基準規則3条ないし9条・乙A第11号証・10ないし17ページ）。以下、詳述する。

（以上第1につき、乙A第18号証・95及び96ページ）

## 第2 設置許可基準規則第2章（設計基準対象施設）における設備の偶発故障に対

## する考え方

### 1 設計基準対象施設に係る安全設計としての要求事項

- (1) 設置許可基準規則は、偶発故障に対して、そもそも偶発故障が生じないように、施設を構成する機械や器具について、高度の信頼性を確保することや、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有する系統について、単一の故障が発生した場合であっても機能できるよう、系統の多重性又は多様性及び独立性を確保することを要求している。

すなわち、設置許可基準規則 12 条 1 項は、「安全施設<sup>\*4</sup>は、その安全機能の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。」と規定しているところ、上記の「安全機能」とは、「発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な機能」であって、「その機能の喪失により発電用原子炉施設に運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生し、これにより公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがある機能」（以下「異常発生防止機能」という。）及び「発電用原子炉施設の運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の拡大を防止し、又は速やかにその事故を収束させることにより、公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止し、及び放射性物質が発電用原子炉を設置する工場又は事業所（中略）外へ放出されることを抑制し、又は防止する機能」（以下「異常影響緩和機能」という。）をいう（同規則 2 条 2 項 5 号）。

また、上記の「運転時の異常な過渡変化」とは、「通常運転時に予想される機械又は器具の単一の故障<sup>\*5</sup>若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操

---

\*4 発電用原子炉施設のうち、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生を防止し、又はこれらの拡大を防止するために必要な施設である設計基準対象施設（設置許可基準規則 2 条 2 項 7 号）であって、このうち、安全機能を有するものをいう（同項 8 号）。

\*5 なお、ここでいう「単一の故障」は、「運転時の異常な過渡変化」の発生原因であり、「単一故障の仮定」とは異なる点に留意されたい（後記 10 ページ参照）。

作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって、当該状態が継続した場合には発電用原子炉の炉心（中略）又は原子炉冷却材圧力バウンダリの著しい損傷が生ずるおそれがあるものとして安全設計上想定すべきもの」をいい（設置許可基準規則 2 条 2 項 3 号）、上記の「設計基準事故」とは、「発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって、当該状態が発生した場合には発電用原子炉施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべきもの」をいう（同項 4 号）ところ、これらはいずれも偶発故障に起因する異常状態である。

そして、設置許可基準規則 1 2 条 1 項にいう「安全機能の重要度に応じて、安全機能が確保されたもの」については、重要度分類指針（乙 A 第 2 0 号証）によるものとされているところ（乙 A 第 1 1 号証・2 0 ページ〔規則の解釈・1〕）、同指針によれば、安全機能はクラス 1 ないし 3 に分類され（乙 A 第 2 0 号証・1 及び 2 ページ〔Ⅲ・2〕）、それぞれ次の基本的目標を達成できるものでなければならぬとされている（同 5 ページ〔Ⅴ・1〕）。

- ① クラス 1：合理的に達成し得る最高度の信頼性を確保し、かつ、維持すること
- ② クラス 2：高度の信頼性を確保し、かつ、維持すること
- ③ クラス 3：一般の産業施設と同等以上の信頼性を確保し、かつ、維持すること

これらは、要するに、安全施設の有する安全機能については、偶発故障によって公衆等に放射性障害を及ぼすような事態が生じないように、偶発故障が生じない信頼性が確保された設計であることを要求するものである。

- (2) また、設置許可基準規則 1 2 条 2 項は、「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものは、当該系統を構成する機械又は器具の単一故障（中略）が発生した場合であって、外部電源が利用



できない場合においても機能できるよう，当該系統を構成する機械又は器具の機能，構造及び動作原理を考慮して，多重性又は多様性を確保し，及び独立性を確保するものでなければならない。」と規定している。

上記の「安全機能を有する系統のうち，安全機能の重要度が特に高い機能を有するもの」とは，主として，原子炉の緊急停止機能，格納容器の冷却機能，非常用交流電源機能などの異常影響緩和機能を有する系統である（乙A第11号証・20ないし22ページ〔規則の解釈・3〕）。

また，上記の「多重性」とは，「同一の機能を有し，かつ，同一の構造，動作原理その他の性質を有する二以上の系統又は機器が同一の発電用原子炉施設に存在すること」をいい（設置許可基準規則2条2項17号）；上記の「多様性」とは，「同一の機能を有する二以上の系統又は機器が，想定される環境条件及び運転状態において，これらの構造，動作原理その他の性質が異なることにより，共通要因（中略）又は従属要因（単一の原因によって確実に系統又は機器に故障を発生させることとなる要因をいう（中略）。）によって同時にその機能が損なわれないこと」をいう（同項18号）。さらに，上記の「独立性」とは，「二以上の系統又は機器が，想定される環境条件及び運転状態において，物理的方法その他の方法によりそれぞれ互いに分離することにより，共通要因又は従属要因によって同時にその機能が損なわれないこと」をいう（同項19号）。

設置許可基準規則12条2項が安全機能の重要度が特に高い安全機能を有する系統について，多重性又は多様性及び独立性を確保すべきものとしているのは，偶発故障は，その性質上，個々の設備の品質を向上させても一定割合で起こり得るものであり，また，個々の設備ごとに生じ得るものであることから，上記系統については，これを構成する一つの機械等に偶発故障が生じた場合であっても，直ちに当該系統が機能しなくなるような事態が生じないようにするためである。

例えば、注水機能に着目した場合、そもそも偶発故障が生じないように、注水機能を構成するポンプ及び非常用ディーゼル発電機等については、信頼性の高い設計がされていることが必要である。

そして、これに加えて、仮に非常用ディーゼル発電機Aに単一故障が生じた場合を仮定しても（単一故障の仮定）、別途非常用ディーゼル発電機Bを設置しておくなどして、多重性及び独立性を確保しておくことで、注水機能の喪失を回避することが可能である（乙A第18号証・107及び108ページ・図2〔下図〕参照）。

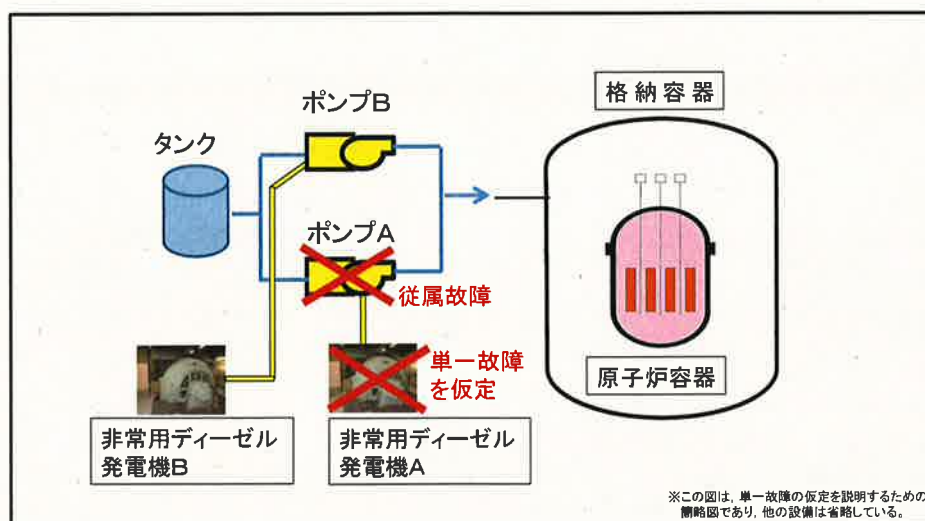


図2 単一故障が生じても安全機能が維持される例

それゆえ、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有する系統については、偶発故障に対する規制として、多重性又は多様性及び独立性が要求されているのである。

- (3) ところで、上記の「単一故障」とは、単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うことをいい、従属要因による多重故障も含む（設置許可基準規則12条2項）。上記の「単一故障の仮定」の考え方は、安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものについて、多重性又は多様性の要件を満たすかを確認するための解析手法

であり、評価すべき系統の中の一つが原因を問わず故障した場合を仮定し、その場合でも、当該系統が所定の機能を確保することができることを確認するものである。<sup>\*6</sup>

そもそも、当該設備は、高度の信頼性が求められることから、偶発故障を引き起こすこと自体まれであり、かつ、想定される環境条件及び運転状態において、物理的方法又はそのほかの方法によりそれぞれ互いに分離することが求められることから、共通要因や従属要因によって複数の設備が同時に偶発的に故障を起こすことは極めてまれであるといえる。したがって、設計基準としては、単一の設備故障のみを考慮すれば十分な安全性を確保できる。

(以上につき、乙A第18号証・109ページ)

## 2 安全評価<sup>\*7</sup>を行うことにより設計基準対象施設に係る安全設計の妥当性を確認すべきことが要求されていること

(1) 前記1に加え、設置許可基準規則13条は、設計基準対象施設について、通常運転の状態を超える異常状態としての「運転時の異常な過渡変化時」及び「設計基準事故時」において、所定の機能を果たすべきことを求めている。

そして、設置許可基準規則の解釈13条は、同規則13条が定めるこれら

---

\*6 なお、上記の「単一故障」は、動的機器の単一故障及び静的機器の単一故障に分けられる。動的機器とは、外部入力によって能動的に所定の機能を果たす機器をいい、静的機器はそれ以外である。例えば、動的機器は発電機やタービンなどで、静的機器は配管やタンクなどである。単一故障は、短期間では動的機器の単一故障のみを想定すれば足り、長期間では動的機器の単一故障又は想定される静的機器の単一故障のいずれを仮定しても、所定の安全機能を達成できるように設計されていることが必要である。静的機器について短期間での単一故障を想定する必要がないのは、静的機器は、信頼性の高い機器であれば、動的機器と比較して、故障が想定しにくいからである（乙A第11号証・22ページ〔規則の解釈・4〕、乙A第18号証・106及び107ページ）。

\*7 安全評価は、申請者において、通常運転状態を超えるような異常な事態をあえて想定した上で解析評価を行い、そのような事態においても、当該原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針において事故防止対策のために考慮された機器系統などの設計が妥当であることを確認するものである。

の要求事項に関しては、原子炉施設の安全設計の基本方針の妥当性を確認するため、安全評価指針（乙A第21号証）等に基づいて、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対する解析及び評価（安全評価）を実施することを求めている（乙A第11号証・29ページ〔規則の解釈・1〕）。

- (2) これは、偶発事故に起因する運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故については、不測のものであることを踏まえ、その評価の方法としては、より一般的な考察に基づいた有効範囲の広い柔軟なものであることが必要とされることによるものである。そして、このような対策を体系的に整理する方法の一つとして、原子力施設の設計において広く採用されているものが設計基準事象（DBE：Design Basis Event）の考え方である。

すなわち、発電用原子炉には膨大な量の機械や器具等が用いられているところ、これらに関し、偶発事故は無限に存在するため、それら一つ一つの全てについて安全対策を実施することは不可能である。もっとも、実際にシステムや機器を設計する際には、そのための具体的な条件が明確でなければ、設計は事実上不可能であり、どのような事象であるのかあらかじめ整理されていなければ効果的な対策をとることもできない。そこで、このような矛盾を解決するため、工学的な観点に基づき、支配因子を組み合わせる構成される無数の事象を想定した上で、それらを代表する事象を人工的に想定し、これらに対する具体的な安全対策を組み立てる方法が、設計基準事象の考え方に基づくアプローチである。

つまり、設計基準事象は、工学的な観点から、類似した事故シナリオを広く包絡する代表的な事故シナリオを複数抽出したものであるから、設計基準事象の考え方に基づくアプローチは、限られた数の事象の解析によって適切に安全設計の妥当性を判断することができるものである。

設置許可基準規則13条が要求する運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対する解析及び評価（安全評価）は、上記の考え方にとった安全

評価指針に基づき、工学的な観点から、評価の対象とすべき運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を選定し、これらの異常状態においても、安全確保の観点から所定の機能を果たし、異常状態を収束することができるかを評価するものである。

(以上につき、乙A第18号証・99及び100ページ)

具体的な安全評価の手順はおおむね次のとおりである。

- ア まず、設計基準事象として、安全評価審査指針解説の付録I（乙A第21号証・14及び15ページ〔I・1〕）に挙げられた各「運転時の異常な過渡変化」及び「事故」を想定する。なお、ここで挙げられている異常な状態は、専ら原子炉施設内で起こる内部事象であり、おおむね異常発生防止系（PS）に係る異常な状態である（同号証・8ページ〔解説II・2〕）。
- イ そして、想定された事象においても安全が確保されているかを解析するに当たっては、上記事象に加えて、「事故」に対処するために必要な系統、機器について、安全機能別に、解析の結果を最も厳しくする機器の単一故障を仮定した解析を行わなければならない（同号証・4ページ〔II・5.2(2)〕）。なお、ここで仮定する単一故障は、主に、異常影響緩和系（MS）に属する系統、機器等の故障である（同号証・8ページ〔解説II・2〕）。
- ウ そして、外部電源が利用できない場合も考慮した上で、それでもなお、設置許可基準規則13条所定の要求を満たすことができるか否かが評価されることとなる（同号証・4ページ〔II・5.2(5)〕）。

これらは、要するに、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生したことを想定し、その際、敢えて解析結果が一番厳しくなる機器の単一故障が発生したと仮定し、さらに外部電源が利用できないことをも考慮した上で、なお、安全機能の重要度が特に高い系統について多重性又は多様性及び独立性が確保されること等により、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が収束するかを確認するものである。

このように、設置許可基準規則は、設計基準対象施設について、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時においても所定の機能を果たすことを要求し、設計の妥当性を確認するにあたっての評価の保守性の観点から、「単一故障の仮定」を適用して安全評価を行うこととし、もって事故防止対策の妥当性を確認することを要求している。

なお、外部事象や内部火災及び内部溢水の発電所内の事象は、設備に対して高度の信頼性を求め、多重性又は多様性及び独立性を求めたとしても、複数の設備を一度に同時に故障させる要因となり得るものであって、これらの場合について、単一故障の仮定による解析を行う意味はないことから、これらの事象により設備が故障しないような設計を要求している。また、重大事故等対策では、複数の系統が同時に故障したことを前提とした安全機能の喪失を想定した対策を行っている（乙A第18号証・109ページ）。

### **第3 設計基準対象施設（設置許可基準規則第2章）における設備の偶発故障以外の故障に対する考え方**

- 1 前記第1のとおり、偶発故障以外の故障とは、地震等の自然現象及び外部人為事象といった外部事象による故障並びに内部火災及び内部溢水の発電所内の事象による故障である。このうち地震等の自然現象を始めとする外部事象については、外部事象の発生それ自体を防止することはできず、また、一度外部事象が発生した場合、その影響は原子炉施設全体に及び得るため、最新の科学的知見に基づいて現実に生じ得る外部事象を想定した上、原子炉施設の立地や設備の強度等の観点から、想定し得る外部事象が発生しても、それによってその安全機能が損なわれないような基本設計を行うことが要求されている（設置許可基準規則3ないし6条）。

すなわち、例えば、地震についていえば、過去の観測記録等から、当該原子炉施設の敷地において、どの程度の規模の地震が発生し、どの程度の影響が及

ぶかについては、おおよその予測を立てることは可能である。もっとも、その発生自体を回避することはできない。そうであるところ、一度当該敷地に影響を及ぼし得る大地震が発生した場合に、例えば、原子炉格納容器が十分な耐震性を有していなかった場合、当該原子炉格納容器が損壊するなどし、放射性物質が外部に放出される事態が生じかねない。そこで、原子炉格納容器等の施設については、想定し得る大地震にも耐え得るような十分な耐震性を備えていることが要求されるのである。

とりわけ、福島第一発電所事故においては、津波を共通要因として安全機能が一斉に喪失したことで重大事故が生じたことから、設置許可基準規則4条及び5条は、上記事故を教訓とし、地震や津波等が共通要因となって原子炉施設の安全機能が複数同時に損傷するような事態が生じないように、それぞれその規制要求を厳格化している（乙A第11号証・11及び12ページ、122ないし137ページ〔別記2及び3〕）。

2 そのほか、設置許可基準規則6条1項及び3項は、安全施設（設計基準対象施設のうち安全機能を有するもの〔同規則2条2項8号〕）について、想定される自然現象（地震及び津波を除く。例えば、竜巻、火山の影響等）及び外部人為事象（故意によるものを除く。例えば、ダムの崩壊等）により安全機能を損なわないものであることを要求している（乙A第11号証・13及び14ページ）。さらに、同規則7条は、発電用原子炉施設への人の不法な侵入等を防止することを要求し（同号証・15ページ）、同規則8条及び9条は、発電用原子炉施設内において火災や溢水（例えば、消火系統等の作動等）が発生した場合においても安全機能が損なわれないことなどを要求している（同号証・16及び17ページ）。

3 このように、偶発故障以外の設備の故障に対しては、その原因となる外部事象や内部火災や内部溢水の発電所内の事象が共通要因故障を発生させ得るものであることから、これらの事象が発生した場合に、安全機能を損なうおそれが

ないように、共通要因故障が発生すること自体を防ぐための対策を求めているのである（なお、内部火災や内部溢水に対しては、それらによる事故を想定した対策も求めている）。

以 上



## 略称語句使用一覧表

平成26年(行ウ)第152号  
大間原子力発電所建設差止等請求事件  
原告:函館市

略語	語彙	書面	ページ
<b>数字</b>			
2号要件	「原子炉設置(変更)許可」の基準の一つである、「その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力」	第5準備書面	28
3号要件	「原子炉設置(変更)許可」の基準の一つである、「その者に重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があること。」	第5準備書面	28
4号要件	「原子炉設置(変更)許可」の基準の一つである、「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。」	第5準備書面	26
<b>英字</b>			
IAEA安全基準	IAEA安全基準「Safety of Nuclear Power Plants: Design, Specific Safety Requirements No. S SR-2/1」	第3準備書面	61
<b>あ</b>			
安全設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定,平成13年3月29日一部改訂)	第3準備書面	11
安全評価指針	発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定,平成13年3月29日一部改訂)	第3準備書面	11
安全審査指針類	旧原子力安全委員会が策定してきた各指針	第5準備書面	36
<b>い</b>			
伊方最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決・民集46巻7号1174ページ	答弁書	27
異常影響緩和機能	発電用原子炉施設の運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の拡大を防止し、又は速やかにその事故を収束させることにより、公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止し、及び放射性物質が発電用原子炉を設置する工場又は事業所外へ放出されることを抑制し、又は防止する機能	第10準備書面	7
異常発生防止機能	その機能の喪失により発電用原子炉施設に運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生し、これにより公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがある機能	第10準備書面	7

伊東弁護士「再論」	伊東良徳弁護士が月刊「科学」2014年3月号(電子版)に掲載した「再論 福島第一原発1号機の全交流電源喪失は津波によるものではない」	第3準備書面	30
お			
大熊町	福島県双葉郡大熊町	第3準備書面	9
か			
改正原子力基本法	平成24年改正後の原子力基本法	第1準備書面	41
改正原子炉等規制法	平成24年改正後の核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	5
外部事象	地震などの自然現象と外部人為事象といった発電所外の事象	第10準備書面	6
き			
技術基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号)	第4準備書面	11
技術基準適合命令	平成24年改正前電気事業法40条に基づく, 経済産業大臣による事業用電気工作物の修理, 改造, 移転, 使用の一時停止, 使用の制限の命令	第5準備書面	11
基準地震動による地震力	耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力	第7準備書面	13
規制法	核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和52年法律第80号による改正前のもの)	第6準備書面	16
行訴法	行政事件訴訟法	答弁書	6
け			
原告第2準備書面	原告の平成26年9月30日付け第2準備書面	第1準備書面	8
原告準備書面(5)	原告の平成26年12月18日付け準備書面(5)	第7準備書面	5
原告準備書面(6)	原告の平成27年3月12日付け準備書面(6)	第6準備書面	6
原告準備書面(9)	原告の平成27年9月29日付け準備書面(9)	第7準備書面	5
原告準備書面(11)	原告の平成27年10月6日付け準備書面(11)	第6準備書面	6
原告準備書面(12)	原告の平成28年1月19日付け準備書面(12)	第6準備書面	6
原告準備書面(13)	原告の平成28年1月19日付け準備書面(13)	第6準備書面	6
原告準備書面(19)	原告の平成28年10月18日付け原告準備書面(19)	第9準備書面	6
原子力利用	原子力の研究, 開発及び利用	第5準備書面	12

原子炉設置(変更)許可	原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可	第5準備書面	26
原子炉等規制法	平成24年改正前原子炉等規制法と改正原子炉等規制法を区別しないとき	答弁書	5
こ			
後段規制	原子炉の設計及び工事の方法の認可以降の規制	第5準備書面	8
国会事故調	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会	第3準備書面	25
国会事故調報告書	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会作成に係る国会事故調報告書	第3準備書面	25
し			
事件性の要件	当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であること	第1準備書面	17
事故防止対策	自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた事故の防止対策	第7準備書面	6
実用炉則	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省第77号)	第4準備書面	12
重大事故	炉心等の著しい損傷に至る事故	第7準備書面	6
重大事故等	重大事故とは、発電用原子炉の炉心の著しい損傷又は核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体若しくは使用済燃料の著しい損傷を指し(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項3号、実用炉則4条)、それに至るおそれがある事故(ただし、運転時の異常な過渡変化や設計基準事故を除く。)とを併せたもの	第8準備書面	5
重大事故等対策	「重大事故の発生防止対策」及び「重大事故の拡大防止対策」を併せて	第7準備書面	7
重大事故の拡大防止対策	重大事故が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた大量の放射性物質が敷地外部に放出される事態を防止するための安全確保対策	第7準備書面	7
重大事故の発生防止対策	重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた炉心等の著しい損傷を防止するための安全確保対策	第7準備書面	7
重要度分類指針	「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」(平成2年8月30日原子力安全委員会決定)	第8準備書面	9
使用済燃料	原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質	第5準備書面	7
使用停止等処分	改正原子炉等規制法43条の3の23第1項に基づく、発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置	第3準備書面	57
省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年6月15日通商産業省令第62号)	第5準備書面	10

昭和38年最高裁判決	最高裁判所昭和38年3月27日大法廷判決(刑集17巻2号112ページ)	第1準備書面	15
昭和39年立地審査指針	原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて(昭和39年5月27日原子力委員会決定。平成元年3月27日一部改訂)	第3準備書面	42
昭和57年最高裁判決	最高裁判所昭和57年9月9日第一小法廷判決(民集36巻9号1679ページ)	第6準備書面	19
審査基準等	「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等」	第5準備書面	35
せ			
政府案	原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案	第1準備書面	51
設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第5号)	第3準備書面	15
設置許可基準規則の解釈	平成25年6月19日原規技発第1306193号原子力規制委員会決定「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」	第7準備書面	9
設置法	原子力規制委員会設置法	答弁書	30
ち			
地質審査ガイド	平成25年6月19日原管地発第1306191号原子力規制委員会決定「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」	第7準備書面	9
と			
東電	東京電力株式会社	第3準備書面	25
東北地方太平洋沖地震	平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震	第3準備書面	9
な			
仲野意見書	仲野教授の意見書	第6準備書面	6
仲野教授	京都大学仲野武志教授	第6準備書面	6
浪江町	福島県双葉郡浪江町	第3準備書面	9
ね			
燃料体	発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質	第5準備書面	31
は			
函館市長	工藤壽樹函館市長	第3準備書面	9
発電用原子炉設置者	原子力規制委員会から発電用原子炉の設置許可を受けた者	第5準備書面	13
ひ			
被告会社	被告電源開発株式会社	答弁書	5

被告会社準備書面1	被告会社の平成26年9月30日付け準備書面1	第6準備書面	26
被告国第1準備書面	被告国の平成26年12月25日付け第1準備書面	第2準備書面	4
被告国第4準備書面	被告国の平成27年10月6日付け第4準備書面	第6準備書面	21
被告国第5準備書面	被告国の平成28年1月12日付け第5準備書面	第7準備書面	5
被告国第6準備書面	被告国の平成28年7月14日付け第6準備書面	第7準備書面	5
被告国第7準備書面	被告国の平成28年10月18日付け第7準備書面	第8準備書面	5
ふ			
福島第一発電所	東京電力株式会社福島第一原子力発電所	第3準備書面	9
福島第一発電所事故	平成23年3月11日の福島第一原子力発電所における原子炉事故	第3準備書面	9
双葉町	福島県双葉郡双葉町	第3準備書面	9
へ			
平成9年最高裁判決	最高裁判所平成9年1月28日第三小法廷判決(民集51巻1号250ページ)	第6準備書面	20
平成13年3月最高裁判決	最高裁判所平成13年3月13日第三小法廷判決(民集55巻2号283ページ)	第1準備書面	30
平成13年7月最高裁判決	最高裁判所平成13年7月13日第二小法廷判決(訟務月報48巻8号2014ページ)	第1準備書面	24
平成14年1月最高裁判決	最高裁判所平成14年1月22日第三小法廷判決(民集56巻1号46ページ)	第1準備書面	36
平成14年7月最高裁判決	最高裁判所平成14年7月9日第三小法廷判決(民集56巻6号1134ページ)	第1準備書面	18
平成18年耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(平成18年9月19日原子力安全委員会決定)	第3準備書面	14
平成24年改正	平成24年法律第47号による改正	答弁書	5
平成24年改正前原子力基本法	平成24年改正前の原子力基本法	第1準備書面	41
平成24年改正前原子炉等規制法	平成24年改正前の核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	5
平成24年改正前電気事業法	設置法による改正前の電気事業法	第5準備書面	6
平成24年審査基準	平成24年9月19日付け審査基準等	第5準備書面	35
平成25年審査基準	平成25年6月19日付け審査基準等	第5準備書面	36
ほ			
保安院	原子力安全・保安院	第3準備書面	26
本件訴え変更申立書	原告の平成27年7月7日付け訴えの交換的変更申立書(被告国関係)	第4準備書面	6

本件各訴え	本件差止めの訴え及び本件無効確認の訴えを併せるとき	答弁書 ※第4準備書面で変更	5
本件各訴え	本件差止めの訴え及び本件無効確認の訴えを併せるとき	第4準備書面 ※答弁書から変更	7
本件義務付けの訴え	原子力規制委員会が被告会社に対して本件発電所の建設の停止を命ずることの義務付けの求め	答弁書	5
本件原子炉	本件発電所に係る原子炉	答弁書	5
本件原子炉施設	本件発電所に係る原子炉及びその附属施設	答弁書	5
本件工事計画認可申請	被告会社が平成26年12月16日付けで原子力規制委員会に対してした、本件原子炉施設に係る工事計画認可申請	第4準備書面	12
本件差止めの訴え	原告の本件設置変更許可処分をすることの差止めの訴え	第4準備書面	6
本件設置許可処分	経済産業大臣の平成20年4月23日付け被告会社に対する本件発電所の設置許可処分	答弁書	5
本件設置変更許可処分	原子力規制委員会の本件設置変更許可申請に対する本件原子炉の設置変更許可処分	第4準備書面	6
本件設置変更許可申請	被告会社が平成26年12月16日付けで原子力規制委員会に対してした、本件原子炉の設置変更許可申請	第4準備書面	6
本件発電所	大間原子力発電所	答弁書	5
本件法律案	「原子力規制委員会設置法案」起草案	第1準備書面	52
本件無効確認の訴え	本件設置許可処分の無効確認の訴え	答弁書	5
み			
南相馬市	福島県南相馬市	第3準備書面	33
も			
もんじゅ最高裁判決	最高裁判所平成4年9月22日第三小法廷判決・民集46巻6号571ページ	答弁書	9
ろ			
炉心等の著しい損傷	発電用原子炉の炉心の著しい損傷若しくは核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷	第7準備書面	6